

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成27年6月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500022号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500014号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成15年6月24日は9万8,000円、平成15年12月12日は12万3,000円、平成16年7月6日は21万3,000円、平成16年12月7日は23万3,000円、平成17年7月12日は23万7,000円、平成17年12月8日は26万4,000円、平成18年7月19日は25万6,000円、平成18年12月14日は26万3,000円、平成19年7月11日は26万1,000円に訂正することが必要である。これら訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求者のA社における標準賞与額を、平成17年12月8日は27万円、平成18年7月19日は26万2,000円に訂正することが必要である。平成17年12月8日及び平成18年7月19日の標準賞与額(厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎になる記録として訂正する標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年6月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年7月
⑥ 平成17年12月
⑦ 平成18年7月
⑧ 平成18年12月
⑨ 平成19年7月

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社から支給された標準賞与額の記録が無い。請求期間に賞与が支給されていたので、調査の上、請求期間の標準賞与額を年金額に反映させるとともに、年金額に反映されなくても事実即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社の回答、請求者から提出された「普通預金(兼お借入明細)」、請求期間①及び②の各前月(平成15年5月分及び同年11月分)の給与明細書、請求期間③から⑨までの賞与明細書、複数の同僚から提出された請求期間①及び②の賞与明細書並びにB社

から提出された「払込保険料の明細書」から判断すると、請求者は、請求期間①に9万8,000円、請求期間②に12万3,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間③から⑨までについて、請求者から提出された請求期間③から⑨までの賞与明細書及びA社の回答により、請求者は、請求期間③から⑨までにおいて、賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の請求期間③から⑨までの標準賞与額については、賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間③は21万3,000円、請求期間④は23万3,000円、請求期間⑤は23万7,000円、請求期間⑥は26万4,000円、請求期間⑦は25万6,000円、請求期間⑧は26万3,000円、請求期間⑨は26万1,000円とすることが必要である。

さらに、請求期間①から⑨までの賞与支給日については、A社の回答、請求者から提出された請求期間③から⑨までの賞与明細書及び「普通預金（兼お借入明細）」並びにC社から提出された「お取引明細表（当座・普通・別段）」から判断すると、請求期間①は平成15年6月24日、請求期間②は平成15年12月12日、請求期間③は平成16年7月6日、請求期間④は平成16年12月7日、請求期間⑤は平成17年7月12日、請求期間⑥は平成17年12月8日、請求期間⑦は平成18年7月19日、請求期間⑧は平成18年12月14日、請求期間⑨は平成19年7月11日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑨までについて、請求者の賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①から⑨までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求期間⑥及び⑦について、請求者の当該期間の賞与明細書及びC社から提出された「お取引明細表（当座・普通・別段）」により、請求者が平成17年12月8日に係る標準賞与額26万4,000円及び平成18年7月19日に係る標準賞与額25万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、上記の賞与明細書及び取引明細表により、請求者が平成17年12月8日に係る標準賞与額27万円及び平成18年7月19日に係る標準賞与額26万2,000円に相当する賞与が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

以上のことから、請求者のA社における平成17年12月8日の標準賞与額を27万円、平成18年7月19日の標準賞与額を26万2,000円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として訂正する記録を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500071号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500015号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和20年6月1日から同年8月1日まで

私は、夫は生前「昭和21年1月1日に次の会社に勤務する前は、ずっとA社に勤務していた」と聞いており、請求期間も継続して勤務していたはずである。

夫と婚姻する前のことなので、当時の仕事内容や同僚等、詳細は分からないが、調査の上、請求期間を被保険者期間として訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社が保管するA社C工場に係る被保険者名簿には、訂正請求記録の対象者が、A社の他の工場への転勤により、昭和20年6月1日に被保険者資格を喪失した旨が記載されており、訂正請求記録の対象者が同社の他の工場へ転勤したことが確認できる。

しかしながら、上記の被保険者名簿に記載されている転勤先の工場名が判読不能であり、請求者は、訂正請求記録の対象者が請求期間に勤務した工場名及び当時の同僚等の氏名について、知らないと陳述しており、訂正請求記録の対象者の請求期間の勤務の状況について確認することができない。

また、訂正請求記録の対象者が請求期間に勤務していた工場が不明であるため、当該工場が請求期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったか否かの確認ができない上、B社は、「提出した被保険者名簿のほかに当時の資料が無いため、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除したかについては不明である。」と回答している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。